

OJEX 2022 冬の節電キャンペーン 利用規約

「OJEX 2022 冬の節電キャンペーン（以下、「本キャンペーン」といいます。）利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する本キャンペーンに関する取扱いを定めたものです。なお、本キャンペーンは、経済産業省の補助事業「電気利用効率化促進対策事業」（以下「国事業」）および北海道が実施する節電プログラム参加促進事業（以下「道事業」）を活用して実施いたします。

1. はじめに

(1) 本キャンペーンの概要

国際情勢等の影響による燃料単価の高騰、火力発電所の老朽化などの影響で、昨今の電力需給のひっ迫が問題になっております。このような現状を踏まえ、本キャンペーンへの参加及び節電の成功に応じて、特典の付与を行うことで、電気の効率的なご利用を促進する施策です。本キャンペーンへの参加を希望される方は以下の事項に同意頂き、応募をお願いいたします。

本キャンペーン期間中、月分単位の電力量の節電（以下、「月間型（kWh 型）」といっています。）にご協力いただける当社と高圧または特別高圧の契約を有する法人または個人の方、および低圧の契約保有する法人または個人の方（以下、「お客さま」といっています。）に、国事業による参加特典として、高圧以上のお客様には、1 法人あたり 200,000 円分を電気料金より値引き、もしくは指定口座への振込にて進呈します。また、低圧のお客様には 1 需要地点あたり 2,000 円分を電気料金より値引き、もしくは指定口座への振込にて進呈します。また、北海道内のお客様については、道事業に基づき、追加で 1 需要地点あたり 2,000 円分の付与を予定しております。参加特典に加えて、月間型（kWh 型）の節電の達成特典として、お客さまの契約需要地点単位で電気料金値引き、もしくは指定口座への振込にて進呈します。当社は予告なく本規約を変更できるものといたします。

(2) 定義

当社の電気需給約款または電気需給契約等に定義される用語は、本規約において別段の定めのない限り、本規約においても同様の意味で使用いたします。

(3) 注意事項

本キャンペーンは経済産業省ならびに北海道へ申請を行っている最中のため、予告なく変更等を行う可能性がございます。予めご了承ください。

(4) 本キャンペーンの期間

本キャンペーン期間は、2023年1月1日(日)から2023年3月31日(金)までとし、参加お申込み期間は、2022年11月10日(木)から2022年11月30日(水)までとします。

2. 本キャンペーンの詳細

(1) 参加特典

本キャンペーンに参加申込をいただいてから、当社および国事業、北海道の事務局の審査を経て、参加特典進呈の承諾がされたお客さまへ、電気料金より値引き、もしくは指定口座への振込にて付与いたします。

① 低圧(50kW未満)をご契約されている場合

1 需要地点あたり参加申込みで2,000円分の特典を付与。

※北海道内のお客様

道事業に基づき、上記に加え、2,000円分の特典付与を予定しております。

② 高圧・特別高圧(50kW以上)をご契約されている場合

1 法人または1事業者(下記にて定義)あたり、参加申込で200,000円分の特典を付与。

※1法人、1事業者とは当社または取次事業者と電気需給契約を締結している法人及び事業者

(2) 達成特典

前年同月比で算定された節電量が3%以上であった場合、当社より下記の通り節電達成特典I、また同達成条件のもと、国の節電促進事業に基づき、下記の節電達成特典IIを付与いたします。

節電達成特典付与条件

$(1 - \text{対象月電気使用量} \div \text{ベースライン電気使用量}) = 0.03$ 以上

節電達成特典I(当社による特典)

$(\text{ベースライン電気使用量 (kWh)} - \text{対象月電気使用量 (kWh)}) \times 5.00$ (円/kWh)

節電達成特典II(国事業による特典)

- ・低圧 1,000円/需要地点単位
- ・高圧・特別高圧 20,000円/需要地点単位

※設定ベースライン

昨年度使用電力量実績がある場合

低圧、高圧・特別高圧共に昨年度の使用電力量実績

昨年度の使用電力量実績がない場合

お見積り時にご提出頂いた使用電力量もしくは当社算定の想定電力量

(3) 特典付与に関して

①参加特典

低圧

- ・2022年12月分の電気料金が2,000円以上の場合は、同年12月分電気料金から2,000円を値引きいたします。
- ・2022年12月分の電気料金が2,000円未満の場合は、値引きは行わず翌年1月中にご指定の口座へ2,000円を振込いたします。

高圧・特別高圧

- ・1法人または1事業者毎の参加特典の付与であり、原則、本社所在地の需要地点に付与いたします。
- ・2022年12月分の電気料金が200,000円以上の場合は、需要地点の同年12月分電気料金から200,000円を値引きいたします。
- ・需要地点における2022年12月分の電気料金が200,000円に満たない場合は、他の需要地点より値引きさせていただき、又は、2023年1月中にご指定の口座へ200,000円を振込いたします。

②節電達成特典

- ・対象月の当月請求書にて値引きいたします。ただし、節電達成特典Ⅰ及び節電達成特典Ⅱの合計が対象月の電気料金を下回る場合は特典をご指定の口座に振込いたします。
- ・振込の場合は対象月の翌月中にご指定の口座に振込いたします。

③特典付与に関する注意事項

- ・振込口座の情報は、本キャンペーンお申込時にご提供いただきます。
- ・手続き等の関係で、振込が遅延する場合がございます。
- ・特典付与の実績に関しましては、当社より別途通知は致しませんので、請求書及びご指定の口座をご確認下さい。
- ・請求宛名及び口座名義が、当社または取次事業者と電気需給契約を締結されている法人名または事業者名と異なる場合は特典の付与が出来かねます。

3. 参加方法

(1) 参加受付

①参加受付期間

2022年11月10日(木)～2022年11月30日(水)

②参加方法

参加申込書より参加のお申込をお願いいたします。

③節電達成特典対象期間

2023年1月分電気料金～2023年3月分電気料金

④参加要件

当社は、参加者が以下のすべての条件を満たした場合に、本キャンペーンへの参加が成立するものといたします。

- ・本規約に同意の上、参加申込書より本プログラムに参加のお申込みを頂き、当社がそれを承諾したこと。
- ・2022年12月31日(土)時点で当社または取次事業者と電気需給契約を締結していること。

※上記を満たしていた場合であっても、下記に該当する場合は参加対象外となります。

- ・国および独立行政法人
- ・自己託送及び官公庁等の免税施設
- ・パワーコンディショナー設置等の理由から節電の余地がないと見なされる場合
- ・請求宛名及び口座名義が、当社と電気需給契約を締結されている法人名または事業者名と異なる場合

(2) 皆様へお願い

①参加者は実施期間中、電気の効率的な利用に協力するものと致します。

②当社は、お客様より取得したメールアドレスを当社マイページの登録にご使用させていただく場合がございます。マイページへの掲示又は参加者へのメール配信等により、本キャンペーンに関する情報等を提供いたします。参加者は当該情報を受信できるようにマイページへのログイン設定やメールの受信設定を自らの責任で実施するものと致します。

③請求書内において調整金で値引きを行うため、請求書の発行が通常より5営業日程度遅延する場合がございます。また、請求書の発行を早める等の個別のご対応は出来かねます。

④16時～20時に電力が不足する傾向にありますので、当該時間帯の節電にご協力いただけますと幸いです。

⑤手続き等の関係により、特典の値引き及び振込が遅れる場合がございます。

4. 本キャンペーンの終了

(1) 参加の取り辞め

参加者は当社に申し出ることにより、本キャンペーンへの参加を取り辞めることができるものと致します。

(2) 本キャンペーンの終了

前項に定める他、本キャンペーンへの参加は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものと致します。

①参加者と当社または取次事業者との間で電気需給契約が終了した場合

②その他、当社が本キャンペーンの提供に支障があると認めた場合

5. 免責事項

当社は、本キャンペーンに関して、当社の責めに帰すべき事由により参加者に生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものと致します。

6. 権利義務の譲渡の禁止

参加者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものと致します。

7. 顧客情報の扱い

(1) 顧客情報の利用

当社は、本キャンペーンの実施に関して取得した参加者に係る情報について、本キャンペーンの実施に必要な範囲で利用いたします。

(2) プライバシーポリシー

前項に定める他、本キャンペーンに関して取得した参加者に関する情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーが適用されます。また必要な範囲で、電気利用効率化促進対策事業事務局へ提供いたします。

(3) 官公庁、自治体への情報提供

当社は、参加者のお申込み情報又は本キャンペーンに関する電気のご使用状況等を、諸官公庁または地方自治体等に提供する場合があります。

8. 合意管轄

本キャンペーンに係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と致します。

9. 本規約の改定等

(1) 本規約の変更

当社は、本規約を予告なく変更することがあります。この場合、本キャンペーンの実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものと致します。

(2) 諸規定

本規約本文のほか、関連規程及び当社が定める本キャンペーンに関連する諸規程は、本規約の一部を構成するものと致します。

(3) 諸規定の優先

本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものと致します。

10. 注意事項

(1) 本キャンペーンは、国事業を活用して実施していることから、以下に同意いただきます。

- ・本キャンペーンのお申込み情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、法人名、法人番号等）を国の節電プログラムの事務業務に必要な範囲で国の節電プログラム事務局に提供すること。
- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性があるとして国の節電プログラム事務局が判断した場合に、当社を通じて参加状況の確認に速やかに応じていただくこと。
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じていただくこと。

(2) 本キャンペーンは、道事業を活用して実施を予定していることから、以下に同意いただきます。

- ・本キャンペーンのお申込み情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、法人名、法人番号等）を道事業の事務業務に必要な範囲で道へ提供すること。
- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性があるとして道が判断した場合に、当社を通じて参加状況の確認に速やかに応じていただくこと。
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じていただくこと。

(3) プログラムの参加特典は、転居によって小売電気事業者を変更した場合や、複数の小

売電気事業者から電気の供給を受けている場合であっても、付与は1回のみです。

- (4) 節電が未達成であっても、ペナルティ等はありません。
- (5) 請求書内で調整金にて減算を行うため、請求書の発行が通常より5営業日ほど遅延する場合がございます。また、請求書の発行を早める等の個別のご要望は承れません。
- (6) 本キャンペーン実施期間中に電気需給契約を解約した場合、最終ご利用分の請求書までが特典の対象となります。
- (7) 本キャンペーンの参加、お問い合わせにかかる費用（申込書本書郵送費用、インターネット環境整備、インターネット接続料、通信費等）はお客さまのご負担とさせていただきます。

附則

1. 適用期日

本規約は2022年11月10日(木)から適用いたします。